

新たな博物館、美術館に関する基本構想懇談会開催運営等要綱

制定 令和4年1月19日(副市長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな博物館、美術館に関する基本構想懇談会(以下「懇談会」という。)の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市長は、「新たな博物館、美術館に関する基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定するにあたり、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 新たな博物館、美術館の機能に関すること。
- (2) 新たな博物館、美術館の施設整備等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者10名以内をもって構成し、就任を依頼する。

- (1) 有識者
- (2) 公募市民

(開催期間)

第4条 懇談会の開催期間は、令和4年2月1日から基本構想策定までの期間とし、必要に応じて開催するものとする。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、市民文化局市民文化振興室において処理する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。